

コーディネーターの募集について

(佐賀産業保健総合支援センター)

佐賀産業保健総合支援センターにおきましては、佐賀地域産業保健センターにおいて活動していただける「コーディネーター」を以下の要領で募集しております。

産業保健活動（労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する業務）について関心をお持ちの方や事業場等において産業保健活動に従事された経験をお持ちの方のご応募をお待ちしております。

【お問合せ先】

独立行政法人労働者健康安全機構
佐賀産業保健総合支援センター
〒840-0816
佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル4F
(電話) 0952-41-1888
(担当) 井本 (いもと)、香月 (かつき)

【 募 集 要 領 】

1 勤務地

佐賀地域産業保健センター(所在地:佐賀市水ヶ江1-12-11 佐賀市医師会内)

2 募集人員

1名 (性別不問、年齢:30歳代~50歳代位の方)

※ コーディネーターは「委嘱」の手続きにより採用・任命します。

※ 委嘱日は、平成31年4月1日を予定しております。

※ ご応募の受付は、随時実施しておりますが、事前に上記問合せ先まで電話でご連絡をお願いいたします。

ご応募の際の提出書類・・・「履歴書」(写真貼付) 1通

3 業務内容、活動に係る諸条件等

(1) コーディネーターの業務内容(概要)

地域産業保健センターは、産業保健総合支援センターと一体となって地域の小規模事業場における産業保健活動の支援を行うこととされておりますが、主なものとして

- ① 労働者の健康管理(メンタルヘルス対策を含む)に係る相談
- ② 健康診断の結果についての医師からの意見聴取

- ③ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ④ 個別訪問による産業保健指導の実施

などを行っております。これらの支援を円滑に実施するために、「コーディネーター」は以下のような業務に従事しております。

- ① 相談及び訪問指導要請の受付並びに対応に関する登録産業医等、事業者、労働者その他の関係者との連絡調整、産業医等の補助業務
- ② 産業保健総合支援センターの労働衛生専門職との連絡調整等
- ③ 地域産業保健センター運営協議会の準備等
- ④ 本事業に係る地域の情報提供
- ⑤ 本事業の利用促進に向けた関係団体・事業場への訪問
- ⑥ 地域産業保健センターにおける活動の取りまとめ

(2) 活動に係る諸条件 (概要)

- ① 業務として事業場や医療機関を訪問していただきます。
事業場等を訪問していただく際は、原則として公共交通機関を利用していただくことになっておりますが、佐賀県内は公共交通機関の利用が不便な地域もありますので、自家用車を使用して活動していただく必要があります。
- ② パソコンの基本的操作 (ワード・エクセル)、メールの送受信などができること。
- ③ 「委嘱」の手続きにより採用・任命いたしますので、雇用保険、労災保険などの制度は適用されませんが、事業場等を訪問していただく業務もありますので、「産業保健活動総合支援事業損害保険」の加入手続きをとり、一定の補償制度を設けております。
- ④ 謝金単価は、1時間当たり 2,000 円 (1日の上限: 10,000 円) となります。
通勤に関する費用は、支給規定に基づき別途支給されます。
また、事業場訪問などの活動に伴って生じる旅費 (交通費) については、支給規定に基づき別途支給されます。
- ⑤ 当センター管内におきましては、コーディネーターの1か月当たりの基本となる活動時間数を1人当たり 80 時間としています。1か月当たりの活動日数に関する基準は設けられておりませんが、1日の活動時間を5時間として計算すると1か月16日の活動が目安となります。
なお、佐賀地域産業保健センターにおきましては、コーディネーター2名体制で活動していただく予定としており、業務分担の状況に応じて、目安となる活動時間数の調整を行わせていただく場合がございます。

※ 詳細につきましては面談等の際にご説明させていただきますが、ご不明な点がおありの場合は、上部の【お問合せ先】までご連絡ください。